

資 料

平成 22 年 4 月 5 日

厚生労働省

税情報・所得情報を活用している主な社会保障制度(未定稿)

制度名(事業名)	番号の名称	付番・管理主体	付番対象者	所得税に関する情報の活用			地方税に関する情報の活用			税情報以外の所得に関する情報の活用
				税額	所得額	課税の有無	税額	所得額	課税の有無	
年金	基礎年金番号	厚生労働大臣	国民年金被保険者(1号～3号)及び年金受給者等	なし	なし	なし	なし	【国民年金】 ○保険料については所得に応じた免除制度があり、市町村が保有する所得額を利用。	なし	【厚生年金】 ○保険料・給付ともに標準報酬月額等により変動。
医療	健康保険	被保険者証記号番号	全国健康保険協会又は健康保険組合(20年度末で1,497組合)	なし	なし	なし	なし	【高額療養費】 ○低所得者の判定に、市町村が保有する所得額、住民税課税状況(課税の有無)を利用。	なし	【高額療養費(自己負担限度額の設定)】 ○上位所得者(70歳未満)、現役並所得者(70歳以上)の判定に標準報酬月額を利用。 【一部負担金】 ○70歳以上の負担割合の判定に標準報酬月額を利用。 【保険料】 ○標準報酬月額等により変動。
	国民健康保険	被保険者証記号番号	市町村又は特別区又は国民健康保険組合 市区町村 1,788 国保組合 165 (20年度末現在)	なし	なし	なし	なし	【高額療養費(自己負担限度額の設定)】 ○上位所得者(70歳未満)(※)、現役並所得者(70歳以上)及び低所得者の判定に市町村が保有する所得額や住民税課税状況(課税の有無)を利用。 ※国民健康保険のみ。 【一部負担金】 ○70歳以上の負担割合の判定に市町村が保有する所得額を利用。 【保険料】 ○所得割額の算定に当たり、市町村が保有する所得額、住民税額を利用。また、資産割額の算定に当たり固定資産税額を利用。	なし	なし
	後期高齢者医療制度	被保険者番号	後期高齢者医療広域連合(47広域連合)	被保険者	なし	なし	なし	なし	なし	なし
介護保険	被保険者番号	市町村又は特別区 (1,784市区町村: 平成22年2月1日時点)	・第1号被保険者(65歳以上) ・第2号被保険者(40歳以上65歳未満)のうち、①要介護(支援)認定を申請した者及び②介護保険被保険者証の交付を申請した者	なし	なし	なし	なし	【高額介護(介護予防)サービス費・特定入所者介護(介護予防)サービス費】 ○所得区分・利用者負担段階の判定に、市町村が保有する所得額や住民税課税状況(課税の有無)を利用。 【第1号被保険者の保険料】 ○市町村が保有する所得額や住民税課税状況(課税の有無)を利用。 【第2号被保険者の保険料(国民健康保険に加入している場合)】 ○市町村が保有する所得額や住民税額を利用。	なし	【第2号被保険者の保険料(健康保険に加入している場合)】 ○標準報酬月額等により変動。

制度名(事業名)	番号の名称	付番・管理主体	付番対象者	所得税に関する情報の活用			地方税に関する情報の活用			税情報以外の所得に関する情報の活用	
				税額	所得額	課税の有無	税額	所得額	課税の有無		
その他の福祉	生活保護	ケース番号 ※ケース番号は、各福祉事務所において、事務処理上の必要性から独自に設定する整理番号	都道府県、市区町村が設置する福祉事務所 (1,244カ所:平成21年4月現在)	生活保護受給世帯	なし	なし	なし	○生活保護受給世帯の収入状況の把握に当たり、課税情報等を調査し、活用する。			
	保育サービス	市町村が独自に付番し管理している場合がある	市町村	入所児童の属する世帯や児童	○入所児童の属する世帯における市町村民税課税の有無や所得税額等に応じ、保育所徴収金(保育料)を決定する。						なし
	特別障害者手当	整理番号	都道府県知事、市長(特別区の区長を含む)、福祉事務所を管理する町村長 (約1,000カ所:平成21年3月末現在)	精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者	なし	なし	なし	なし	○受給者の所得に応じた所得制限あり。	なし	なし
雇用保険	雇用保険被保険者番号	厚生労働大臣	被保険者	なし	なし	なし	なし	なし	なし	○保険料は給与支給総額により変動。 給付は離職前6か月の賃金額により変動。	